

貝産業第167号
令和8年3月6日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
大阪南地域協議会
議長 森 義仁 様
泉南地区協議会
議長 久保田 将功 様

貝塚市長 牛尾 治朗
(公 印 省 略)

2026（令和8）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

2025年10月29日付けで提出のありました標題の件について、別添のとおり回答いたします。

目次

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

- (1) 就労支援施策の強化について (★)
 - ① 地域就労支援事業の強化について
 - ② 障がい者雇用の支援強化について
 - ③ 外国人労働者が安心して働くための環境整備
 - ④ 働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化 <新規>
- (2) ジェンダー平等社会の実現に向けて
 - ① 女性活躍・両立支援関連法の推進について
 - ② 女性の人権尊重と被害への適切な対応について
 - ③ 多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて
- (3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について
- (4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

2. 経済・産業・中小企業施策

- (1) 中小企業・地場産業の支援について (★)
 - ① 「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について
 - ② ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について
 - ③ 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について
 - ④ 事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて
- (2) 取引の適正化の実現に向けて (★)
- (3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて (★)
- (4) 公契約条例の制定について
- (5) 海外で事業展開を図る企業への支援
- (6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

3. 福祉・医療・子育て支援施策

- (1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について
 - ① 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について
 - ② 住宅セーフティネット法の周知徹底について
 - ③ 住宅確保要配慮者の実態把握の推進について
- (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について
 - ① がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について
 - ② 口腔保健事業の周知徹底について

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

(4) 利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて (★)

① 地域包括ケアの推進について

② 介護職員等の処遇改善に向けて

③ ハラスメントの防止対策について

④ 介護サービスの防止対策について

⑤ 認知症対策について <新規>

⑥ 認知症に関する条例制定に向けて <新規>

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

① 保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

② 保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

③ 地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

④ 子どもの貧困対策と居場所支援について

⑤ 居場所づくりのさらなる充実に向けて

⑥ 子どもの虐待防止対策について

⑦ ヤングケアラーへの支援体制の整備について

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)

(3) 奨学金制度の改善について (★)

(4) 労働教育のカリキュラム化について

(5) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

(6) 行政におけるデジタル化の推進について

(7) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

(8) 政治参加への意識向上にむけて

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

(3) 消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

(4) 消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

(7) 再生可能エネルギーの導入促進について

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

- (1) 交通バリアフリーの整備促進について
- (2) 安全対策の向上に向けて
- (3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について <補強>
- (4) 自転車等の交通マナーの向上について
- (5) 子どもの安心・安全の確保について
- (6) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)
- (7) 地震発生時における初期初動体制について
- (8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)
 - ① 災害危険箇所の見直しについて
 - ② 防災意識向上について
- (9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み
- (10) 交通弱者の支援強化に向けて
- (11) 安全安心な上下水道の供給実現に向けて
- (12) 空き家対策の推進 <新規>
- (13) 公衆喫煙所の整備の強化 <新規>

7. 大阪南地域協議会統一要請

- (1) 震災における対応について
- (2) 各自治体による少子化対策について
- (3) 子ども食堂ネットワークについて

8. 泉南地区協議会独自要請

- (1) 公共交通機関への財政支援について
- (2) ごみ集積場所の適正管理について
- (3) 病児保育の浜手地区への拡充

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について (★)

① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

(回答) 産業戦略課・福祉総務課・子ども福祉課

現在、労働に関わる課題や問題、就労への支援ニーズの共有を図るため、労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）、大阪府、泉州地域の商工会議所や労働団体、市町と連携し、定期的に地域労働ネットワークの推進会議を開催しており、今後も継続して連携を強化してまいりたいと考えています。

また、就労支援センターを設置し、パソコン事務講座やフォークリフト運転技能講習などの就労支援講座を実施し、能力開発を支援するとともに、専門の就労支援コーディネーターが相談に応じ、ハローワークとの連携による希望の就職に向けた求人企業の紹介や、就職後の定期的な状況確認を実施することで、適切な就職・定着の支援などを図っています。

さらに、ひとり親家庭が安定した収入を得て自立することを支援するため、対象者の状況に応じた支援計画のもとハローワークとの連携による就労支援を行うとともに、養成機関での修業期間における生活費の支援や訓練経費の支援を行っています。これらの制度につきましては、児童扶養手当の現況届時の面談などを活用して個々のニーズに沿った情報が確実に届く取組みを実施し、ひとり親家庭における生活の安定と向上を図っており、今後も継続して適切な支援に努めてまいります。

② 障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用の後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

(回答) 産業戦略課・障害福祉課

市内の企業に対する障害者雇用対策につきましては、ホームページにおいて大阪府や

国が実施するマッチング支援や後押しするための各種助成金、支援制度などの周知に努めています。

また、障害のある方の就労に関する相談につきましては、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談・支援及び事業主への支援を実施する泉州中障害者就業・生活支援センターやハローワーク岸和田などの専門的な相談窓口を紹介するなど、関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。

今後、令和7年10月から開始された就労選択支援サービスを活用することによる支援強化も含め、継続して適切な支援に取り組んでまいります。

③外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

(回答) 産業戦略課・魅力づくり推進課

市内の企業では現在、雇用する外国人に対し、日本語教育や生活相談など、企業独自で外国人就労者に対するサポートに努めているとお聞きしています。

一方、本市においては、外国人の方が多く来訪される窓口に携帯型翻訳機を設置し多言語による対応を行っているほか、英語が堪能な職員を採用し、所属課以外の業務の支援ができる体制を整え、可能な限り外国語で対応するなど丁寧な対応に努めています。また、外国語版ごみの分別冊子の配付やホームページへの公開、日本語の読み書きや会話に困っている方を対象とした教室を開講しています。さらに、かいつか国際交流協会が実施している日本語教室及び日本語を教えるボランティア養成講座の開講に対し、国の補助金を活用しながら財政支援を行っています。加えて、市内の企業に対しては、ホームページにおいて大阪府や国が実施する外国人雇用に関するマッチング支援や各種助成金、支援制度などの周知に努めています。

また、かいつか国際交流協会では、先述のボランティア養成講座のほか、外国人の方が周囲との交流を深め孤立を防ぐため、各種イベントへの参加の呼びかけや、災害時に必要な情報を的確に伝えるため、やさしい日本語で書かれた避難生活ガイドブックの配付を行っています。

今後も引き続き、外国人労働者が安心して働けるよう、様々な角度から支援を進めてまいります。

<新規>

④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけではなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

(回答) 産業戦略課・健康推進課

大阪府受動喫煙防止条例などに関する周知・啓発につきましては、健診や健康相談時にリーフレットを配布するほか、ポスター掲示や広報などを通じて、喫煙及び受動喫煙が健康に与える影響についての情報提供に努めています。

また、飲食店などでの喫煙所設置にかかる費用につきましては、国や府が実施する補助制度を活用いただくよう、ポスター掲示や関係機関への資料送付を通じて情報提供しています。

受動喫煙対策の実態把握につきましては、商工会議所会員を対象に従業員の健康増進に向けての課題や従業員の健康づくりのための取組みについて、また、市民を対象に職場における受動喫煙機会についてのアンケート調査を実施しており、これらの調査結果をもとに、今後、職場内禁煙の推進に向けて事業者の皆様と協力をお願いするとともに、実効性のある対策を進めてまいります。

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

①女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、貝塚市として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

(回答) 産業戦略課・人事課・人権政策課

少子高齢社会による労働力不足が懸念されるなか、就業を希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現させることが重要であると考えます。

市内事業者に対しては、事業所内の人権啓発活動を幅広く進展させ、より良い人権尊重社会の実現に寄与することを目的として設立された企業人権協議会を通じ、女性活躍推進法や育児・介護休業取得の促進など、法の周知を含めた情報提供や講座受講案内を行い、ジェンダー平等の理念のもと、性別を問わずすべての人に選ばれる企業の育成に取り組んでいるところです。

また、本市の取り組みとしては、現在、各役職段階における男女の給与の差異について、毎年ホームページで公表しているところであり、特定事業主行動計画につきましては、

今後、令和8年度に策定予定の第6次総合計画に合わせ計画を見直す予定としています。

今後も、市内事業者における取組みの好事例を発信しながら、男女共同参画計画（第4期）コスモスプランに掲げる「あらゆる分野への女性参画の推進」及び「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を実践するための現状把握に努め、プランの目標達成に向けた効果的な施策を検討し、積極的に実施するとともに、本市における男女の賃金差異につきましては引き続き分析を行ってまいります。

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

（回答）人権政策課・子ども相談課

第2次人権行政基本方針における個別の人権課題として「女性の人権」を掲げ、様々な教育・啓発を行うことによりジェンダー平等社会の実現をめざしているところです。また、男女共同参画計画（第4期）コスモスプランにおきましても、「あらゆる暴力の根絶」を基本目標として掲げ、庁内のみならず関係機関との連携強化を図り、DVなどの被害者支援に努めてまいります。

本市においては、令和6年4月に妊娠から子育て期にわたるまで包括的で切れ目のない支援を提供することを目的としてこども相談センターを設置しており、特定妊婦に対して妊娠届出時に個々の状況によるサポートプランを作成し、出産後も必要に応じた支援を行っています。妊娠や出産、性の正しい知識を身につけて自分たちの健康や生活に向き合う取組みに関する研修を受講するなど、不妊治療に関する悩み事にも対応できるよう体制を整えてまいります。さらに、ルナルナにつきましては相談時に情報提供するなど周知に努めてまいります。

また、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々が速やかに相談に繋がるよう広報やホームページなどによる相談窓口の周知に努めます。相談・支援に当たる職員は、研修によりスキルアップに努め、専門機関に繋ぐなど適正な支援を行うとともに、セミナーや講演会の開催などにより、広く市民へジェンダーに対する理解促進を図ってまいります。

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促

進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

（回答）公共施設マネジメント室・人権政策課

第2次人権行政基本方針における個別の人権課題として「性的マイノリティに関する人権」を掲げ、多様な性自認・性的指向への理解促進に向けて、セミナーや講演会の開催などにより広く市民へ啓発を行っているところです。

本市においては、令和2年9月よりパートナーシップ宣誓制度を導入し、大阪府や、他府県及び他自治体との連携制度に加盟する自治体として、性的マイノリティの方に寄り添う施策に取り組んでいます。さらに研修会の実施により市民・職員を問わず、性的マイノリティの方に対する理解者を増やす取組みを推進し、市内全体が多様な価値観を認め合えるよう努めてまいります。

また、公共施設等総合管理計画の基本的な方針により効率的に施設のバリアフリー化などに取り組むとともに、誰もが快適に施設を使用できるようにユニバーサルデザインの導入を推進しているところです。

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

（回答）産業戦略課・学校教育課

労働法制につきましては、国や大阪府、貝塚商工会議所などと連携し、関係団体や市内事業者への周知を図るとともに、労働相談につきましても、大阪労働局総合労働相談コーナーや大阪府労働相談センターといった相談窓口をより分かりやすくお示しし、相談を受けた場合により早く確実に専門機関へ繋ぐことができるよう努めています。また、本市、岸和田市、泉佐野市と所管労働基準監督署・公共職業安定所、近畿職業能力開発大学校及び大阪府で構成する泉南地域労働行政機関運営委員会において、1年に2回程度、ハラスメント防止も含む雇用労働問題に関する各種講座を開催し、労働法制などについての啓発を進めています。

今後は、カスハラ対策を雇用主に義務付ける法律が成立されたことを受け、大阪府が実施している中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業を活用し、大阪府や貝塚商工会議所などと連携しながら、市内事業者がカスハラ対策を実施できる環境や体制整備への支援策について研究してまいります。

さらに、教職員に対するハラスメントの相談につきましては、大阪府教育庁や本市が

設置しているハラスメント窓口を教職員に対し周知しており、カスタマーハラスメントへの対策につきましては、学校相談員として警察OBを2人配置するとともに、弁護士への法律相談を適宜行うなどの対応を行っています。ハラスメントの種類を問わず相談いただけるよう、今後も相談窓口の周知を図ってまいります。

(4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

(回答) 産業戦略課・子ども相談課

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みについて、市内事業者に対し、産業保健総合支援センターが進める専門相談員派遣や長期療養者就職支援事業などの周知を行うとともに、大阪府が作成した女性活躍応援BOOK!を活用し、大阪府や貝塚商工会議所とも連携を図りながら啓発してまいります。

また、不妊治療につきましては令和4年4月から保険適用されており、本市ではさらに保険適用外である不育治療費を助成するとともに、就労との両立についての世間一般の理解不足を解消するため、引き続き周知などに努めてまいります。なお、卵子の凍結保存につきましては、女性の仕事や出産、子育てなど、多様なライフスタイルを応援することを目的としていると認識していますが、母体の加齢とともに妊娠、出産に伴う胎児、母体へのリスクなどの懸念もあり、現在補助する考えはありませんが、治療助成を実施している他自治体の状況を注視してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について

大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。特に、府が推進する「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。

（回答）産業戦略課

本市では、商工業振興条例に基づき、商工業の経営基盤の安定化、商店街の活性化、工業の活性化、雇用の促進などに関する施策を実施しています。

具体的な施策としまして、主要展示会などへの出展による販路・需要開拓事業や、生産性向上を目的とした設備投資・ITツール導入のための国・大阪府などが所管する支援（補助金）を活用した事業に対する支援、各種産業財産権の取得に対する支援を実施しています。また、市内事業者への就職を促進し人材確保に寄与するとともに、若い世代の定住促進に資することを目的とし、従業員の奨学金返還を支援する事業者に対する支援や、新規就職者へ就職一時金を支給する事業者に対する支援も実施しています。さらに、泉州オープンファクトリー実行委員会と連携し、泉州地域の高等学校や工科高等学校の生徒に、地元のものづくりの事業者を見学・体験してもらうことにより、地元事業者の人材確保や事業者イメージの向上に努めています。

今後も、国や大阪府が実施する事業者に対する取組みも含め、市内事業者へ積極的に周知するとともに、市内事業者の成長を支えるための支援策を積極的に進めてまいります。

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

（回答）産業戦略課

本市では、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）や地方独立行政法人大阪産業技術研究所が実施する、技術支援や製品開発支援のほか、産学官連携、知的財産の活用、ビジネスマッチングなどの情報も、市内事業者に対し紹介・周知しており、ものづくりの事業者に対する総合的な支援を実施し、生産性向上と人材育成の両立の実現に取り組んでいます。

今後も、大阪府や貝塚商工会議所などの関係機関と連携しながら、地域内での人材循

環を促進し、事業者の生産性向上に努めてまいります。

なお、カイゼンインストラクター養成スクールの独自の支援制度を創設につきましては、広域的な展開が必要であり、国や大阪府が主導することが適当であることから、現時点で創設する予定はございません。

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の専攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

(回答) 産業戦略課

本市では、技術水準の向上や技能習得におけるモチベーションの向上、事業者イメージの向上につながる支援策として、泉州オープンファクトリー実行委員会と連携し、泉州地域の高等学校や工科高等学校の生徒に対し、地元のものづくりの事業者を見学・体験会を実施しています。

技能五輪に出場させる事業者に対する助成につきましては、現時点で構築する予定はございませんが、貝塚商工会議所や大阪府立高等職業技術専門学校、近畿職業能力開発大学校などとも連携し、ものづくり企業に対する支援策について研究してまいります。

④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは!』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。

また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

(回答) 産業戦略課

BCPの策定は、有事の際の事業継続あるいは早期復旧を可能とするだけでなく、事業者の危機管理や事業継続能力を証明することにより、対外的な信用の向上につながることから、貝塚商工会議所と連携し、市内事業者に対しBCP策定のためのセミナーやワークショップを実施しており、その中で大阪府で実施している超簡易版BCP『これだけは!』シー

トや、BCP策定に伴う低利融資や税制優遇についても積極的に周知しています。

近年件数が増加し高度化しているサイバー攻撃に対するセキュリティ対策についても、今後、大阪府や貝塚商工会議所、中小企業基盤整備機構などと連携し、セミナーなどにより啓発できるよう努めてまいります。

(2) 取引の適正化の実現に向けて (★)

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

(回答) 産業戦略課

本市では、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を推進するため、貝塚商工会議所と連携し、市内事業者に対し周知しているところです。

引続き、パートナーシップ構築宣言、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などの取組みについて啓発するとともに、制度や活用方法を伝えるセミナーの実施や、大企業・親事業者の下請などへのしわ寄せ防止に関する周知について検討してまいります。

(3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて (★)

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。

(回答) 契約検査課

公契約の発注を行うにあたり、下請法や労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などの遵守に今後も継続して努めるとともに、パートナーシップ構築宣言を踏ま

えた取引に関する情報収集に努めてまいります。

また、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合において、契約の相手方として不相当であると認められるときは、入札参加停止要綱により、入札参加停止など必要に応じて措置を講じてまいります。

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO第94号条約型）の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

（回答） 契約検査課

公契約の締結において、人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保する取組みの情報収集に努めてまいります。

(5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

（回答） 産業戦略課・人権政策課

ILO中核的労働基準については、貝塚商工会議所と連携し、周知に努めてまいります。

また、企業における人権意識の向上につきましては、事業所内の人権啓発活動を幅広く進展させ、より良い人権尊重社会の実現に寄与することを目的として設立された企業人権協議会を通じて取組みを進めています。会員事業所に対しては、法令順守の重要性をはじめ、人権問題への対応、男女共同参画の推進など、多岐にわたる情報提供や講座受講案内により人権意識を高め、市内事業所を牽引する役割を担っていただくことを期待して支援しています。今後も人権意識の向上を支援し、魅力ある地域の一翼を担う企業の育成に努めてまいります。

(6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

（回答）産業戦略課

産業人材の確保・育成は、地域経済を支えるあらゆる事業者が直面している課題であると認識しています。国や大阪府、大学などと連携を深め、また、市内に工場を展開し、関西蓄電池人材育成等コンソーシアムに参画しているパナソニックエナジー株式会社の意見も参考にしつつ、人材を確保・育成するための枠組みの構築について研究してまいります。

なお、現行の枠組みへの工業高校の参画につきましては、広域的な展開が必要であり、国や大阪府が主導することが適当であることから、回答は差し控えさせていただきます。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

(回答) 福祉総務課

本市ではすでに支援会議を実施していますが、法改正がなされたこともあり、組織及び運営に関し必要な事項を整理しているところですので、今のところ大阪府に運営支援などを求める予定はありません。

②住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。

(回答) 建築住宅課

高齢者・障害者・子育て世帯など住宅確保要配慮者が安心して暮らせるように、住宅セーフティネット制度について広く周知することは重要であると認識しています。現在本市では居住支援協議会の設置予定はありませんが、住宅セーフティネット関係課会議などにより住宅部局と福祉部局が密接に連携して相談者に対応できる体制を構築し、相談窓口でのリーフレット配布を行っているほか、大阪府や居住支援法人とも連携を図り、入居を拒まない賃貸住宅、仲介協力店、入居支援を行う団体などについてホームページで情報発信し、周知に努めているところです。今後も大阪府と連携し、居住支援を進めてまいります。

③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

(回答) 建築住宅課

本市では、住宅セーフティネット制度について広く周知し、支援の対象となる当事者や支援現場に対しても積極的に情報発信に努めているところです。また、住宅部局と福祉部局が密接に連携し、住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々からの相談に対応するとともに、部局間の情報を共有することで、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させる体制を構築しています。そのため、実態調査を実施する予定はありませんが、今後も住宅確保要配慮者や支援現場の声を踏まえて、施策の推進に努めてまいります。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

（回答）健康推進課

がん検診の受診率向上に向けた取組みは、早期発見・早期治療を促進し、市民の健康を守るために非常に重要な施策であります。これまでも未受診者への受診勧奨通知やSNSを活用した情報発信を行い、がん検診の重要性を周知してまいりました。

学生期の対象者に対する取組みとしましては、地元大学と連携し、がん検診に関する出前研修を実施し、学生への啓発活動を強化しました。また、例年、20歳となる方に子宮がん検診無料クーポン券を発行し、若年層の受診促進を図っています。

がん検診率向上のための好事例の取組みにつきましては、メディアと連携した受診勧奨活動として、がん検診に関する健康特集番組の放送直後に受診勧奨通知をタイムリーに送付することで、視聴者に受診を促すきっかけを提供しました。今後も、メディアとの連携機会の活用や無料クーポン券の配付など、継続的な受診勧奨活動を行うことにより、検診からこぼれ落ちやすい層への支援を強化し、早期発見・早期治療の推進に努めてまいります。

②口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

（回答）健康推進課・高齢介護課

生涯にわたり健康な歯を保つことは、健康で質の高い生活を営む上で大変重要であり、歯と口の健康を保持・増進するため、令和7年度から、これまでの歯科健診対象者に、新たに20歳と30歳の節目年齢を追加し、乳幼児期から切れ目のない歯科健診体制を構築しています。

高齢者の口腔機能の評価として、個人に運動機能や咀嚼機能、嚥下機能などの検査の実施はしていませんが、高齢者の口腔機能向上の取組みとして、地域包括支援センターが町会・自治会などと連携して実施している介護予防教室や本市から保健師、栄養士、歯科衛生士が地域に出向いて行っている健康教室において、オーラルフレイルの説明や口の体操などに取り組んでいます。

(3) 医療提供体制の整備に向けて（★）

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図

る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。

地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

(回答) 病院総務課

市立貝塚病院では、職員の労働時間、労働災害などの状況について、毎月、院内の労働安全衛生委員会で報告し、職員の健康管理を行っています。また、医師の労働時間上限規制に対しては、医師の時間外労働の上限規制であるA水準を満たしていますが、引き続き多職種へのタスクシフトや業務の見直しを図り、医師の時間外労働の削減に努めてまいります。

ベースアップ評価料を活用した処遇改善につきましては市立貝塚病院において既に取り組んでいるところです。医療機関への情報提供や相談対応の強化につきましては、医療機関に対する指導監督権限を有する国の役割であると認識しています。

また、看護師においては、特定分野の知識・技術を習得した者を評価する院内認定制度やキャリアに応じて能力を開発するキャリア開発ラダーなどの構築を行っており、今後も医療技術などの向上に資するよう努めてまいります。

潜在医療従事者が大規模災害時に復職できる仕組みの構築につきましては、適宜、大阪府と意見交換し、泉州二次医療圏のあり方について保健所との意見交換を進めてまいります。

(4)利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて(★)

①地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

(回答) 高齢介護課

高齢者の複雑化・複合化している支援ニーズに対応できるよう、属性や世代を問わない他分野と密接に連携を行い、高齢者を包括的に支援する地域包括ケアシステムの深化を図ってまいります。

②介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

(回答) 広域事業者指導課

新たに算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠などを就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導に努めてまいります。また、未取得の事業所に対しては、大阪府や厚生労働省が実施している介護職員等処遇改善加算の取得促進のための支援業務の周知をホームページで行い、取得促進をはかってまいります。

③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

(回答) 高齢介護課

要介護認定結果通知の送付にあたり、大阪府が作成する「施設・在宅ケアにおけるカスタマーハラスメントの防止について」のチラシを同封し、ハラスメントの防止に向けた周知を行ってまいります。

④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、事業者への周知徹底をはかること。

(回答) 広域事業者指導課

介護報酬改定の主旨を踏まえ、適切に制度が運用されるよう、改定内容に関する情報を積極的に周知してまいります。

<新規>

⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

(回答) 高齢介護課

認知症の人やその家族、地域住民などが集い、専門家に相談したり、参加者がカフェ形式で介護の経験について語り合ったりする場であるオレンジカフェ（認知症カフェ）を開催しています。さらに、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、認知症に対する支援体制の強化を図るため、関係機関と連携し、認知症に関する事業の企画・調整、認知症の人や家族などへの相談支援、必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整を行う、コーディネーター役として認知症地域支援推進員を配置しています。

また、若年性認知症について理解を深めるため、毎年講演会の開催や、認知症について地域で開催される介護予防教室や、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターの養成講座を実施しています。認知症サポーター養成講座につきましては、小学校や高校、企業などでも実施しており、今後も認知症に関する理解促進のため、啓発活動を進めてまいります。

今後も認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症への理解促進並びに認知症予防や早期発見・早期対応に向けたネットワークの構築などに

取り組んでまいります。

<新規>

⑥認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど貝塚市の条例制定を促進すること。

(回答) 高齢介護課

地域における認知症の予防、早期発見、支援体制の強化などを体系的に進めるため、地域で暮らす認知症の人やその家族にも参画いただき、認知症施策推進基本計画を策定し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を推進してまいります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

(回答) 子育て支援課

子どもが健全に成長するためには、教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、より質の高い教育・保育を安定的に提供していくことが必要であると考えています。そのため民間の保育事業者に対しては、経験豊富で指導力のある保育士などの確保や育成のため、処遇改善加算の制度を活用し、処遇改善を図っています。

また現在、施設的环境改善や職員研修などにつきましては、国や大阪府の補助制度を活用し支援しているところですが、こども誰でも通園制度も含めた保育現場における更なる職員配置や職場環境の改善などにつきましては、今後の国や大阪府の動向を注視しながら検討してまいります。

②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

(回答) 子育て支援課

現在、本市では令和7年度を初年度とする第3期子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育の量の見込みと確保の内容などを定めています。本計画の推進にあたっては、地域の子育て団体や企業、関係機関などと連携しながら取り組むとともに、施策の進捗管理や評価を年1回行い、具体的な施策の着実な実施に努めます。

また、子どもたちを取り巻く社会問題に対する効果的な支援につきましては、子ども

の居場所づくりや子ども誰でも通園制度など多様な事業を通じて実施可能なことから取り組んでまいります。

③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

(回答) 子育て支援課

本市の第3期子ども・子育て支援事業計画は大阪府子ども総合計画と関連した計画と位置付けており、地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組みについて定めています。その中で、自治体間の連携としては、病児・病後児保育を令和3年1月より、隣町と広域利用に関する協定書を交わして実施しているところです。

地域のセーフティネット事業としての自治体間のさらなる連携強化につきましては、今後の国や大阪府の支援体制を注視しながら検討してまいります。

④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

(回答) 子ども相談課

子どもたちの貧困の原因は多種多様で、本市も家庭内の状況把握を行い個々の状況に応じた支援が重要と考えています。小中学校などの各所属や居住地域からの情報をもとに、当事者からのご相談を待つだけでなく各々にあった福祉サービスへ繋がられるよう積極的な支援を行っています。

⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

(回答) 子ども相談課

本市では、昔と同じように人と人とのつながりを感じ、安全で安心できる子どもたちの居場所づくりに取り組んでいます。大学生がチューターとなり子どもたちの勉強をサポートしたり思春期ならではの悩みを聞いたりする現代版寺子屋や、子どもたちが友達と一緒に読書や宿題ができるスペースを歴史展示館や図書館に新たに確保しました。これらの居場所をホームページ上で公開し、周知に努めています。また、市民団体の皆様が手掛ける子ども食堂の運営も支援しています。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、

警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

(回答) 子ども相談課

児童虐待防止対策につきましては、令和6年4月からこども相談センターを設置し、相談体制の強化に努めており、大阪府のスキルアップ研修や児童相談所が実施する受入研修に参加するなど、職員の育成にも積極的に取り組んでいます。また、令和6年3月に大阪府の児童相談所(大阪府貝塚子ども家庭センター)が本市へ移転してきたことで、これまで以上に連携・協働が強化されています。今後も関係機関との連携を続け、児童虐待の早期発見・早期対応に努めてまいります。

⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

(回答) 子ども相談課・学校教育課

小中学校では、児童生徒がヤングケアラーについての理解を深められるよう、授業や学級活動を通じて、基本的な知識や相談窓口に関する指導・周知を行っています。その上で、年に2回実施しているいじめアンケートには、生活面で困っていることや家庭での悩みを自由に記述できる欄を設け、早期発見と実態把握に努めているところです。

また、地域の関係機関が参加する会議を通じて支援が届いていないヤングケアラーなどの事案の共有を行い、福祉、介護、医療、教育などの多機関で連携を進めるとともに、令和5年度からは子ども相談課内に相談窓口を設置して、支援体制の強化に努めています。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

(回答) 学校教育課

教職員の勤務時間の管理につきましては、出退勤管理システムを導入して客観的な勤務時間管理を行っています。今後も全教職員の勤務時間を把握し、長時間労働の是正に努めてまいります。また、校務支援システムを導入し、業務の標準化を図ることを通じて、業務の負担を軽減するとともに、部活動指導員、教員業務支援員、学校ボランティアなど、教職員業務の負担軽減を目的とした支援人材の配置を進めることにより、学校における業務体制の改善を図ってまいります。

また、市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、教職員の時間外在校などの時間軽減を進めてまいります。

教職員の欠員対策につきましては、今後も大阪府に要望するとともに、精神疾患などによる病気休職者をなくすため、ストレスチェック及び精神科医による健康相談を引き続き実施し、労働安全体制の整備に努めてまいります。

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

(回答) 学校教育課

スクールカウンセラーにつきましては、昨年度から全小学校に各12回配置されることとなり、すべての小中学校への配置が実現しましたが、今後も引き続き配置回数の増加について、国や大阪府に対して要望してまいります。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましても、全中学校区に配置はしていますが、さらなる配置回数の増加が実現できるよう、補助金の増額について、国や大阪府に要望してまいります。

(3) 奨学金制度の改善について (★)

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見送りや退学することがないよう、独自の給付型奨学金制度の対象者を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

(回答) 産業戦略課・学校教育課

奨学金制度の拡充につきましては、国に要望してまいります。給付型奨学金制度の創設は現在考えておりませんが、通信課程の者も奨学金の貸与の対象とすることにより、奨学生の資格要件の緩和を図るとともに、奨学金返済支援制度として、企業による奨

学資金代理返還制度を創設し、現在5企業が本制度に賛同していただいていますので、奨学生への本制度の周知に努めてまいります。奨学資金の貸与経済的な理由や家計の急変により進学の断念や退学が起こることないように、今後も奨学資金貸付制度の周知に努めてまいります。なお、より奨学金制度を活用しやすくするため、従業員の奨学金返還を支援する地元事業者に対しての支援を実施しています。

(4) 労働教育のカリキュラム化について (★)

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

(回答) 学校教育課

小中学校においては、児童生徒が自らの生き方を考え、将来の職業観・勤労観を形成していくキャリア教育の枠組みの中に労働教育を位置づけています。したがって、単に労働や職業に関する知識を体系的に「教える」のではなく、児童生徒が自ら課題を設定し、解決していく探究の過程を通して、労働について「考える」ことを重視しています。

例えば、小学校では、働くことの意味や社会とのかかわりについて理解を深めるため、地域の事業所や多様な職業に携わる方々をゲストティーチャーとして招き、出前授業や聞き取り学習を行っています。また、中学校では、企業訪問や職場体験、履歴書作成などの体験的な活動を通して、自ら設定した探究テーマに基づき、働くことや職業選択について多角的に考察する学習を行っています。

今後も関係機関と連携しながら、キャリア教育の中で労働に関する学習がより充実するよう努めてまいります。

(5) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

(回答) 人権政策課

あらゆる差別の解消に向けて、引き続き講演会やセミナー開催などを通して啓発活動に取り組んでまいります。特に、インターネット上での誹謗中傷や差別などSNSを介した差別事象に対しましては、これまでも大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例に基づき、幅広い世代を対象とした教育・啓発を実施してインターネットリテラシーの向上を図るとともに、差別事象の動画や書き込みについての相談においては、国が設立している日本司法支援センター法テラスや、大阪府が設置するインターネット上のトラブルに特化した専門相談機関ネットハーモニーに繋ぐなど、大阪府と連携しながらインターネット上の人権侵害の解消に努めてまいりました。

本市においては、令和7年10月にインターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例が制定されましたことから、ホームページや広報などで相談窓口周

知の徹底化を図り、相談に繋がる体制のさらなる強化に努めてまいります。

また、削除要請においても、府条例に基づき大阪府へ報告を行い、大阪府とともに大阪法務局並びに、SNSの運営事業者などに削除要請を行っているところです。今後も、関係機関と連携を図りながら速やかな事象解決に取り組んでまいります。

(6) 行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPからmy door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

（回答）デジタル推進課

デジタル人材につきましては、国や大阪府の支援制度の活用を検討するとともに、職員採用試験の受験資格に情報処理の専門知識の資格を有することを含めるなど組織のデジタルリテラシーの向上につながる人材確保に努めています。

電子申請システムにつきましては、「行かない窓口」「書かない窓口」の実現のため、電子申請の対象手続きを拡充するとともに、ホームページやLINEなどを活用して電子申請の利便性を広く周知し更なる利用拡大を図ります。

デジタル機器に不慣れな市民への支援につきましては、現在、公民館などの公的施設にてスマホ教室を開催しており、今後も本事業を継続して実施することで情報格差（デジタルデバイド）の解消に努めてまいります。

my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）につきましては、参画には、既存の電子申請システムの改修費用など新たな財政負担が発生し、かつ参加自治体がまだ少数であるため費用対効果ははかれないことから、現時点での参画は難しいと考えています。今後は、導入効果などを注視しつつ引き続き研究を進めてまいります。

(7) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

（回答）政策推進課・市民課

マイナンバーカードの普及促進として、公民館などへの出張申請サポートや日曜開庁に加え、介護施設や老人ホームなどに直接働きかけ、希望があった施設に職員が出向き、申請や交付のサポートも行うなど、普及促進に努めています。また、令和6年度に市民課窓口で導入した、マイナンバーカードをお持ちであれば、申請書類に氏名、住所、生年月日を自動で印字できる書かない窓口システムを令和7年度にマイナンバーカード申請窓口にも導入し、市民の利便性の向上を図っています。有効期限切れやマイナ免許証など

の周知につきましては、広報やホームページ、SNSを通じて周知を図ってまいります。また、セキュリティにつきましては、国において万全な体制を整備しています。

(8) 政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

(回答) 総合事務局

本市では、令和3年10月から南海貝塚駅構内にあるまちの駅かいつかに期日前投票所を増設し、通勤、通学に南海電鉄、水間鉄道を利用する選挙人の利便性の向上は図られたものと考えています。なお、期日前投票所を増設したことから、共通投票所や移動期日前投票所の設置、期日前投票所の投票開始時刻の繰り上げ、終了時刻の繰り下げ、当日投票所の増設につきましては考えておりません。

投票方法について自書式から記号式に改めるには、立候補締切後に投票用紙を作成しなければならず、投票日までの期間が短い本市の市議会議員選挙及び市長選挙においては準備が困難であること、またこれまで選挙機器類や電算システムを整備することにより、投開票作業の迅速化・効率化を図ってきたこと、さらに、候補者の氏名などを記載することができない選挙人につきましては、投票所の事務に従事する者が、投票の秘密に配慮しつつ代筆する代理投票の対応を行っていることから、導入は考えておりません。

若者の政治参加の促進に向け、小中学校では、総務省と文部科学省が作成した選挙に関する副教材も活用しながら主権者教育に取り組むとともに、一部の中学校では、模擬選挙も実施しています。

今後におきましても、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。

市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、貝塚市の取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

（回答）廃棄物対策課

大阪府が進めているおおさか食品ロス削減パートナーシップ制度につきましては、ホームページの食品ロス削減に関する掲載に合わせて、大阪府がパートナー事業者を募集していることを周知しています。

本市の取り組みにつきましては、令和2年3月31日付で閣議決定された食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針に基づき、毎年、食品ロス削減月間である10月に広報に啓発記事を掲載しています。令和7年は「てまえどり」をテーマとして、すぐに食べるものを購入する際は販売期限の短い食品を積極的に選ぶことを促進する記事を掲載しました。また、ホームページでは3010運動についての推奨を行うなど、食品ロス削減に向けた啓発に取り組んでいます。

廃棄される農作物・特産品の有効活用策につきましては、引き続き関係部署と連携し各地での取り組みの情報収集に努めてまいります。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

（回答）廃棄物対策課

大阪府や近隣市町の動向を注視し、フードバンクをはじめとする民間団体やNPO法人な

どとの連携及び本市の教育委員会や関係部局との連携も含め、今後の取組みのあり方について、研究をまいります。

(3) 消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

（回答）産業戦略課・人事課・福祉総務課

顧客が理不尽な要求をするカスタマーハラスメントが社会問題化していることから、国、大阪府、貝塚商工会議所と連携し、市内の事業者に対し抑止・撲滅について周知啓発をまいります。職員に対しては、住民サービスの向上と、業務の適正化を図ることを目的としてハラスメント対策マニュアルを策定し、当該マニュアルに従って接遇研修などに取り組んでまいります。

条例制定につきましては、広域的な展開が必要であり、国や大阪府が主導することが適当であることから、現時点で防止条例を制定する予定はございません。

また、ホームページでの発信や、消費者問題に関する講演会を開催するなど、消費者の知識を高め、情報を得る機会を提供し、消費者教育の推進に取り組んでまいります。

(4) 消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げやICTの急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

（回答）福祉総務課・都市計画課・学校教育課

本市の小中学校においては、6年生を対象とした租税教室を毎年実施しているほか、家庭科や社会科において契約やインターネット取引、金融に関する学習を行うなど、発

達段階に応じた消費者教育を進めています。中学校では、リボ払い・クレジットカードなどの身近な金融サービスやSNS利用に伴うリスクについても学習しており、校外学習などにおいて計画的な金銭管理を体験する取組も行われています。

さらに、本市では、毎年4月に市内の大学、高等学校などの新入学生に対して、消費者問題に関する学生向けパンフレットなどを配布し、啓発活動に努めています。今後も関係機関と連携しながら、若年層の消費者教育の充実に努めてまいります。

公共交通機関におけるマナー・モラルにつきましては、交通事業者と連携し、公共交通の安全安心な利用のため、引き続き利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発に努めてまいります。また本市では、公共交通機関での暴力行為などの迷惑行為の防止に対する啓発について、貝塚警察署と密接に連携し、市民への啓発に努めています。

なお、防犯カメラの設置や警備員の配置をはじめとする交通事業者が行う駅構内や車内での防犯体制の強化は、事業者負担で行うべきものでありますことから、本市が支援措置する考えはございません

また、大阪府消費者保護条例に基づく大阪府消費者保護審議会に対し、本市から労働団体の参画を求める予定はございません。本市が財政支援を行う考えもございません。

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

(回答) 危機管理課・福祉総務課

本市では、消費者庁や警察、国民生活センターが発信する情報などから、特殊詐欺の新たな手口や形態について把握した場合には、広報及びホームページに記事を掲載するとともに、公共施設にパンフレットなどを配架し、消費者への情報提供、注意喚起を行っています。

令和7年3月に大阪府安全なまちづくり条例が改正されたことを受け、広報への掲載、大阪府作成のチラシ・ポスターを配布・掲示しました。さらに、警察とともに市内の銀行・郵便局の計9箇所ではチラシやうちわを配布し、改正内容の周知啓発と注意喚起を行いました。また、警察と連携し、年金支給日にあわせ、チラシの配布など街頭啓発活動にも取り組んでいます。

周知啓発方法につきましては、市民の方により分かりやすい内容となるよう取り組んでまいります。

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

て

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、貝塚市としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

（回答）公共施設マネジメント室・産業戦略課・環境衛生課

本市では、市域全体の取組みとして、令和5年度に新たに地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、併せて令和6年3月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。行政のみならず市民や事業者も対象として、温室効果ガス削減を促進していくこととしています。引き続き、大阪府とも連携し、2050年カーボンニュートラルな社会の実現を目指し取り組んでまいります。

地域脱炭素推進交付金の活用につきましては、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において脱炭素先行地域を定めていないことから、現在のところ活用の予定はございません。

国産の再生可能エネルギー設備の活用につきましては、今後の導入を検討するにあたり、国や大阪府などから発信される情報を注視してまいります。

大阪府地球温暖化対策実行計画に示す取組みにつきましては、今後も大阪府と連携して、市民や事業者への啓発に努めてまいります。

グリーン成長戦略に関する取組みにつきましては、企業は脱炭素社会の実現と経済成長の両立を推進するという極めて重要な役割を担っていることから、貝塚商工会議所などの関係機関と連携し、情報収集及び情報共有に努めるとともに、国や大阪府の制度や計画を踏まえ、必要に応じ支援を検討してまいります。

（7）再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

（回答）環境衛生課

本市では現在、蓄電地を併設する住宅太陽光発電システムなどの設置を促進するために、住宅省エネルギー設備設置費補助事業を実施し、市内の住宅への再生可能エネルギーなどの設置を促進しているところです。

再生可能エネルギーの導入促進に関する条例につきましては、制定する考えはございませんが、引き続き大阪府と連携して、導入促進の啓発に努めるとともに、設備に関する技術開発などの支援の仕組みについて、今後、国や大阪府の動向を注視してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

（回答）人権政策課・高齢介護課・障害福祉課・都市計画課・学校教育課

本市の主要5駅（南海貝塚駅、南海二色浜駅、JR東貝塚駅、JR和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅）につきましては、鉄道事業者に対して財政支援を行い、既にバリアフリー化が完了していますが、これら設備の維持管理・更新費用や設置後の補修などに対する財政支援につきましては、鉄道駅バリアフリー料金制度における対象費用に維持更新費も含まれていることから考えておりません。

コミュニティバスにつきましては、すべての車両がノンステップバスであり、車いすでの乗降に対応しています。今後は、高齢者や障害者を含む多様な住民意向を反映した地域公共交通計画に基づき、バス停の整備など環境改善を図ってまいります。

また、心のバリアフリーへの取り組みにつきましては、様々な属性の方への理解促進を目的とした講演会、セミナーなどを実施しているところです。とりわけ、交通バリアフリーの整備促進につきましては、人と人が支え合える社会を実現するために、学校教育の果たす役割は大きいと考えています。よって、小・中学校においては、高齢者や障害のある方への理解を深めるため、人権教育の一環として、体験的な活動も取り入れた障害理解学習に取り組んでいます。例えば、車椅子の操作体験や視覚障害者の方との交流活動を通じて、子どもたちが相手の立場に立って考える力を育てています。また、講演会や地域の方々との交流活動を実施することで、支え合いの大切さを学ぶ機会を設けています。

今後もこうした取り組みを通じて、市民及び企業への啓発と合理的配慮などの周知を進めることで心のバリアフリーを推進し、地域全体が相互に協力し合える環境づくりに努めてまいります。

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者10万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡

充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

(回答) 都市計画課

ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する助成や補修に係る助成につきましては、大阪府市長会を通じ、国に対して、早期に整備などが行えるよう鉄道事業者に働きかけられるとともに、鉄道駅のバリアフリー化が推進されるよう、鉄道事業者を対象とする各種補助制度への確実な予算の配分を要望しているところです。

可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置にかかる制度改正につきましては、現在、本市において可動式ホーム柵を設置している鉄道駅がないことから、国への働きかけは考えておりません。

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

(回答) 産業戦略課・道路整備課

運輸事業振興助成補助金につきましては、大阪府が実施しているものであり、市としては貝塚商工会議所を通じて市内事業者への周知に努めています。

また、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備の促進につきましては、現在、民間事業者に対し、開発区域内に設置する駐車場に関する協議を行う際には、必要に応じて集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を要請しています。

多目的利用空間の創出につきましては、本市が管理する市道の幅員に余裕がないため、集配や荷捌きのための多目的利用空間を整備する予定はありません。

(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行され

る自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

(回答) 魅力づくり推進課・道路整備課

自転車専用レーンの整備につきましては、自転車利用環境の整備に関する基本方針に基づき、自転車ネットワーク路線において青色の矢羽根を令和5年度より施工しており、交通状況を踏まえた整備を大阪府警察と連携しながら継続して実施してまいります。

自転車や電動キックボードなどの運転者への法令遵守やマナーの向上につきましては、小中学校を対象に児童・生徒の発達段階を踏まえて自転車の交通安全教育を行い、交通ルールの遵守や危険運転をしないよう指導を行うなど、自転車交通安全指導内容の充実に努めるとともに、交通安全対策協議会における春秋の交通安全運動やキャンペーンなどを通じて、子どもから高齢者まで交通安全意識の向上を、今後とも図ってまいります。

さらに、令和8年4月1日施行される自転車青切符制度につきましては、貝塚警察署と連携し、市民への啓発活動を強化してまいります。

また、外国人観光客による交通ルール違反の防止に向けた取組みとしましては、観光協会の補助事業として設置した市内のレンタサイクル事業者に対して、大阪府警察が作製した多言語チラシなどを活用し、簡易講習や確認テストを導入するよう周知してまいります。

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、貝塚市の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

(回答) 子育て支援課・道路整備課・学校教育課

キッズ・ゾーンにつきましては、設置予定はありません。

本市では、小学校区での通学路の安全対策に加え、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても安全確保の対策が必要なことから、通学路交通安全プログラムに基づき、本市、貝塚警察署、大阪府岸和田土木事務所、国土交通省大阪国道事務所、市内小・中学校、認定こども園などで構成する通学路安全推進会議において合同点検を毎年実施しています。また、令和元年度に滋賀県大津市で起きた事故を踏まえ市内の通学路などにおいて緊急点検を実施し必要箇所に安全対策としてU字バリカを設置しています。

引き続き、対策箇所の把握に努めるとともに関係機関と連携を取り、抽出された対策箇所に優先順位を付け効率的、効果的な改善を行ってまいります。

(6) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

（回答）公共施設マネジメント室・危機管理課・福祉総務課

防災における女性の視点は不可欠と考えており、地域防災計画や避難所開設・運営マニュアルにおいては、避難所運営組織の運営に女性を3割以上配置することを目標に掲げるとともに、生理用品などの備蓄や避難所におけるプライバシーの確保など、女性が安心できる環境整備に努めているところです。

次に、地域の防災リーダーの育成につきましては、自主防災組織活動助成金を活用した防災士の資格取得を勧めるとともに、女性の視点も重要であることから女性の方に防災士の資格を取得してもらえよう働きかけているところです。

次に、避難行動要支援者名簿につきましては定期的に更新を行っています。また、引き続き高齢者や障害者など配慮が必要な方が避難できるよう福祉施設などと協定の締結を進めてまいります。

次に、廃校となった小中学校を含めた指定避難所となっている体育館につきましては、耐震補強が完了しており適切な維持管理を行っているところです。

次に、本市では各避難所にカセットボンベ発電機を配置しており、情報機器の充電にも使用可能となっています。また、住民に情報が届くよう防災行政無線や緊急速報メール、ホームページ、SNSなどの複数の手段を用いた情報伝達に加え、小中学校などの指定避難所には災害時でも通信が可能な特設公衆電話を設置するなど通信インフラの整備に努めているところです。

(7) 地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

(回答) 危機管理課・道路整備課

地震発生時に参集職員で効率的な初動対応ができるよう災害時の優先業務の再整理や体制の整備に取り組んでいます。また、大規模な災害や災害対応が長期化する場合には、大阪府や国などに応援を要請することで必要な人員の確保に努めます。

次に、大規模災害時の勤務地にこだわらない対応につきましては、雇用関係をはじめ、災害時の対応方法の違いなど課題の整理が必要で、実現は困難と考えられます。

地域緊急交通路(本市選定)にある橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成28年度より耐震補強などを計画的に施工しています。

次に、本市の防災訓練には、協定締結事業者に呼びかけを行い参加していただいています。また、市内の事業所には、防災講座などを通じて利用者、従業員をはじめ近隣住民などを含めた災害時の対応マニュアルの整備を働きかけているところです。

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

① 災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

(回答) 危機管理課・道路整備課・農林課

斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の治山・治水に関する取組みにつきましては、大阪府が事業主体となりますことから、要望があったことを再度、大阪府に伝えるとともに、荒廃森林につきましては、本市としても必要に応じて森林環境譲与税を活用し整備を図っているところです。

次に、災害時に配慮が必要な方の安全確保につきましては、防災訓練や防災講座を通じて、安全な避難経路について事前に検討するよう啓発しています。また、指定避難所で

過ごすことが困難な方のために避難所として利用できるよう福祉施設などとの協定を進めているところです。

②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、貝塚市が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

(回答) 危機管理課

ホームページにおおさか防災アプリの紹介と外国人居住者の方を対象としたやさしい日本語による外国人住民のための避難生活ガイドブックを掲載しています。また、避難所に配備しているタブレットに翻訳アプリを搭載しており、多言語によるコミュニケーションがとれるよう対応しています。なお、誰もが理解できるピクトグラムや視覚的な情報提供の方法について研究してまいります。

次に、本市が発行している防災ガイドブックには、津波・高潮・土砂災害などのハザードマップを掲載しており、国や大阪府が被害想定を見直す機会に合わせ、より分かりやすい内容となるよう精査してまいります。また、防災ガイドブックは、防災講座などを通じた啓発に使用するとともに、本市に転入された方にも配布を行っています。

次に、企業の事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準につきましては、大阪府が所管しており、要望の内容について伝えてまいります。

次に、配慮が必要な方の避難行動や避難所生活につきましては、日頃から地域住民、自主防災組織、町会・自治会などと普段から交流を深め、災害に備えた準備が大切と考えており、広報や防災訓練、防災講座などを通じて啓発を行っているところです。

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

(回答) 危機管理課

地域防災計画の改定を議論する防災会議には、鉄道や電気、ガス、通信などの生活関連インフラ事業者をはじめ大阪府など防災関係機関を委員として任命し、参加していただいております。有事の事前対策などを検討し、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し災害復旧対策を進めることとしています。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、市民にとって深刻な影響を及ぼすことから情報アクセス手段の確保に努めてまいります。

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

(回答) 産業戦略課・都市計画課

本市では、水間鉄道を基軸路線とし、それを補完する形でコミュニティバスを運行させており、主要施設への移動手段は既に確保されていますが、地域実態にあった移動手段のさらなる充実を目指し、地域公共交通計画に基づき駅間などを短距離で結ぶ定時定路線バスと予約に応じて乗降ポイントをその都度最適なルートで結ぶ乗合制のデマンド交通の実証運行を令和7年1月から12月にかけて実施したところであり、今後、地域公共交通活性化協議会において実証運行の結果検証を行い、より利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築を進めてまいります。

商業施設への支援につきましては、条件に合う不動産と立地希望者とのマッチングにより、小売業などの商店を含めた誘致事業を進めています。また、移動販売につきましては、社会福祉協議会が民間の2事業者と連携し、希望のある自治会へどなたにでもご利用いただける移動販売車を派遣する事業を実施しています。

また、地域公共交通活性化協議会につきましては、障害者団体の会長、鉄道事業者及びタクシー事業者の労働組合執行委員長が委員として参加しています。

次に日本版ライドシェアにつきましては、日常的又は一時的に不足するタクシーの供給を補完することを主な目的としており、現時点において、本市ではタクシー不足が生じていないことから、日本版ライドシェアが導入される予定はないものと認識しています。

今後につきましては、既存の公共交通サービスにとらわれない、市民のニーズに合っ

た地域公共交通ネットワークの整備に向けて、多様な移動手段の確保を検討してまいります。

(11) 安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、に貝塚市においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

（回答）浄水課

技術職を中心とした人材の確保・育成や技術の継承につきましては、現時点で人材の確保に向けたさまざまな取組みを行っているほか、本市や関係団体などが実施する研修やOJTなどにより、職員の知識やスキルの習得・継承を進めています。

PFAS（有機フッ素化合物）につきましては、その中でも特にPFOS・PFOAについて、次年度から水道法に基づく水質基準値が定められ、合算値で50ng/L以下を遵守しなければなりません。本市の水道は、主として汚染されにくい深井戸などを原水とする自己水と、淀川を原水とする大阪広域水道企業団水を約半々で給水しています。自己水につきましてはPFOS・PFOAは検出されておらず、大阪広域水道企業団の水についても基準値である50ng/L以下であり、問題はありません。これらの検査結果はホームページに掲載しており、引き続き定期的に検査を実施するとともに、検査結果などを随時ホームページで更新していく予定です。

<新規>

(12) 空き家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

（回答）まちづくり課

本市では、空家等対策計画を策定し、空家等対策特別措置法に基づき、地域住民、不動産事業者、学識経験者などで構成する空家等対策協議会を設置しています。協議会では、

空家等対策計画の作成及び変更並びに実施についての協議及び調査審議に関する事務を行い、本市の状況に対応した政策形成を進めています。また、適宜、計画の進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画を見直し、総合的かつ計画的な空家等対策を講じているところです。

また、空き家バンク制度により、空き家の流通支援、本市への移住希望者のニーズ把握や空き家バンク登録情報の充実を進めるとともに、国や大阪府の施策との連携による制度の拡充を図り、空き家のマッチング支援にも取り組んでいるところです。

さらに、空き家無料相談会の開催や、本市で空き家などの中古住宅を取得した場合に補助金を交付するなど、空き家の利活用の促進に努めてまいります。

<新規>

(13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、貝塚市における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、貝塚市民の健康と生活環境の向上を図ること。

（回答）健康推進課・環境衛生課・道路整備課

本市では、生活環境の向上の観点から、路上喫煙や周辺道路などへの吸い殻の投棄による衛生環境悪化を防ぐため、令和7年2月に環境保全条例を改正し、喫煙者に対し、ポイ捨て禁止を義務づけるとともに、公共の場所での迷惑喫煙禁止の責務を定めました。

また、健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づき、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響や喫煙マナーの順守について、市民や事業者に対し、情報提供や啓発を行うとともに、学校などにおける喫煙防止教育の充実を努めるなど、禁煙への取り組みや望まない受動喫煙防止対策を推進しているところです。

公衆喫煙所の整備について、本市が所有する公共施設などに新たに喫煙所を設置する考えはございませんが、大阪府が条例を制定する際の付帯決議で「公衆喫煙所や屋外喫煙場所等の整備を積極的に行うこと」とされていることから、大阪府に対し、府が実施中の大阪府公衆喫煙所設置補助制度の拡充や駅周辺や繁華街における公衆喫煙所の整備の促進について働きかけてまいります。

7. 大阪南地域協議会独自要請

(1) 震災における対応について<継続>

阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この間、2011年「東日本大震災」・2016年「熊本地震」・2024年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の30年内発生確率も80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。

(回答) 危機管理課

災害はいつ発生するのかわからないため、本市では市域全体の防災訓練を年1回実施しています。この訓練は、季節を変えて行うことで、市民の皆さんに環境の変化に対応できる備えなどを啓発しており、市民参加型と位置付けて指定避難所となる各小中学校で避難者の受付や、パーティション、簡易ベッド、簡易トイレの設営、カセットガス発電機の操作などを職員と訓練参加者が協力して行っています。

また、自主防災組織や町内会・自治会による防災訓練を支援するとともに、本市として高潮・土砂災害・地震などに備えたコミュニティ・タイムラインの策定の推進や地域の特性を反映した校区単位での防災訓練も実施しています。

(2) 各自治体による少子化対策について<継続>

2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自の施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

(回答) 子育て支援課

少子化対策や教育施策について、本市が独自の施策や事業として、新婚・子育て世帯の住宅確保を支援し、定住促進につなげるために結婚新生活支援補助金や若年世帯等定住促進住宅取得補助金の交付を行っており、結婚新生活支援補助金につきましては、国の補助金要件に本市独自として居住誘導区域内の新婚世帯にはさらに10万円を上乗せすることで充実した補助制度にしています。

また子育て世代向け情報発信ウェブアプリためまっぷかいつかを活用した子育て世代に役立つ情報発信のほか子育て世代向け短時間就労の機会の創出と提供を目的としたキャリアステップかいつかを通じ、子育てしやすい環境づくりを整備することで、定住促進につなげています。

(3) 子ども食堂ネットワークについて<継続>

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取り組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

については、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

(回答) 子ども相談課

本市では年6回程度、市役所エントランスホールにおいてフードドライブを開催し、子ども食堂への食材提供を行っています。また、一団体につき20,000円の補助金を交付しており、さらに、令和7年度に物価高騰対策として、国の物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を活用し、市内の加盟店で使用できる地域つげさんポイント50,000円分を付与したつげさんポイント団体専用カードを交付しました。ホームページや広報、フェイスブックなどのSNSを活用した情報発信も行っており、子ども食堂の周知にも努めています。

子ども食堂運営者とのネットワークづくりと意見交換の場につきましては、子ども食堂との繋ぎ役として、地域資源の把握・利用ニーズの実態把握・居場所づくりを始める人の支援など、地域全体で居場所づくりに取り組む役割を担う、こどもの居場所づくりコーディネーターの配置も視野に入れ、本市に根付くネットワークや意見交換の場を設置できるよう研究してまいります。

8. 泉南地区協議会独自要請

(1) 公共交通機関への財政支援について

市内公共交通機関（電車・バス等）の安定した運営を図るため、水間鉄道安全輸送整備費補助金・貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金の拡充措置を講じること。

現在、試行されているデマンド交通についての実証結果をもとに今後の山手ルートの交通の確保について説明されたい。また、貝塚市定時定路線バス実証運行されているJR東貝塚駅と水間鉄道石才駅を結ぶ路線についての実績をふまえ、どのような方向性で市民の移動手段を保障していくかについて説明されたい。

また、高齢者運転免許返納者への支援措置として、無料交通バス券の配布や移動販売の充実などの支援を引き続きお願いしたい。

（回答）障害福祉課・都市計画課・道路整備課・社会福祉協議会

鉄道・バスともに、市民にとって安全安心な公共交通機関として維持していく必要があることから、今後も安全輸送及びコミュニティバス運行に対しての補助は継続してまいります。なお、補助の拡充につきましては、安全輸送に対しての補助は国と協調して実施していることから拡充は考えておりませんが、コミュニティバス運行に対しての補助につきましては、昨今の人件費及び燃料費の高騰や運転手不足などをふまえ、本市の公共交通全体の中で拡充を検討してまいります。

デマンド交通及び定時定路線バスの実証運行後のことにつきましては、地域公共交通活性化協議会において、実証運行の結果の検証や今後の方向性についての議論を行い、より利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築を進めてまいります。

高齢者の運転免許証返納者への無料交通バス券などの配布につきましては、もともと運転免許証を持っていない高齢者との公平性の観点から、実施する考えはございませんが、社会福祉協議会による移動販売の支援につきましては、現在2事業者と連携し、市内自治会と調整のうえ、希望のある自治会へ定期的に移動販売車が訪問しており、どなたにでもご利用いただけることとしています。今後も継続して事業を進めるとともに、新たな事業者の開拓や利便性の向上に向け研究してまいります。

(2) ごみ集積場所の適正管理について

風雨又は小動物などの影響により、市内のごみ集積場所からごみ（可燃ゴミ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の飛散が散見される。管理責任者又は利用する住民が、ごみ集積場所の清潔保持及びきれいな街づくりの推進並びに生活環境の保全を図ることができるよう、効果的な管理方法を明らかにすること。

ごみ収集場所までの移動が困難な市民に民間事業と連携したふれあい収集についての運用の実績を引き続き知りたい。

（回答）廃棄物対策課

ごみ集積場所の適正な使用につきましては、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めています。効果的な管理方法につきましては、集積場所などの状況により異なることから、開発協議や市民からの相談の機会に、個別に対応しているところです。

本市では、令和6年4月から職員によりふれあい収集を実施しており、令和7年11月末時点で生活ごみ約70世帯（週1回個別訪問収集）、粗大ごみのべ約80世帯（居宅内から粗大ごみを搬出）の実績となっています。

(3) 病児保育の浜手地区への拡充

発熱等で看護の必要な子どもを抱えながら、やむを得ず出勤しなければならない時に利用できる病児保育は、労働者にとって安心して働くための有益な制度である。

しかし、その認知度は高くなく、必要性があるが利用には繋がっていない現状がある。現状の周知方法に加えて、パンフレットを市内の企業へ配布やSNSの活用、各子ども園からの周知等、制度の認知度がさらに高まるとりくみを検討されたい。また、現状、市内で病児保育を行っている場所は山手に一か所である。利用状況を把握し、貝塚の未来ある子どもたちに、平等にその有益性が担保されるよう、病児保育の更なる拡充について検討されたい。

（回答）子育て支援課

病児・病後児保育事業につきましては、平成22年10月より、市内の民間の事業者へ委託し実施しています。その施設の利用状況は、近隣市町の利用者も含め年間1,000名以上の受入が可能で、浜手地区の利用者も含め希望者の受入れが概ね可能な状況のため、現在のところ新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知につきましては、現在、ホームページなどで周知しているほか、令和7年6月発行のかいづか子育てガイドブックに掲載し、市内の保育施設や子育て関係施設に配布しています。かいづか子育てガイドブックは作成部数に限りがあるため、企業への配付はしていませんが、デジタル版はホームページや、子育て世代向け情報発信ウェブアプリためまっぷかいづかに掲載しているほか、窓口では、委託事業者作成のパンフレットを配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めます。

以上